

農政対策資料  
令和3年7月

# 農政をめぐる情勢

## 目 次

- |                      |   |
|----------------------|---|
| I 規制改革実施計画を閣議決定      | 1 |
| II 愛知県中小企業者等応援金の受付開始 | 4 |

J A 愛知中央会



## 今月号のあらまし

### I 規制改革実施計画を閣議決定

6月18日、政府は規制改革実施計画を閣議決定した。JA関連では、「答申」をふまえ、「農協改革の着実な実践」「農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組」が盛り込まれた。

農水省は、規制改革実施計画をふまえて、JAにおける自己改革実践サイクルの構築を前提とした指導・監督に向けて、今夏中に監督指針の改正を予定している。

### II 愛知県中小企業者等応援金の受付開始

愛知県は、4月以降の緊急事態宣言等の影響を受ける愛知県内中小事業者（農業者含む）に対する支援策である「愛知県中小企業者等応援金」の申請受付を7月5日から開始した。



## | 規制改革実施計画を閣議決定

### — 農水省、今夏中に監督指針の改正を予定 —

- 6月18日、政府は規制改革実施計画を閣議決定した。JA関連では、「答申」をふまえ、「農協改革の着実な実践」「農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組」が盛り込まれた。(これまでの経緯は前月号参照)
- 同日、中家全中会長は、5年後見直し及び准組合員利用規制は結論を得たものの、事業環境が厳しさを増す中で「事業・経営基盤の確立、正・准組合員が一体となった事業運営」を今後の課題に挙げ、「不断の自己改革によるさらなる進化」に取り組むとする談話を発表した。  
(別紙1の通り)
- 19日付日本農業新聞において、森山自民党国対委員長が農協改革について、「これで一つ決着した」「改革は常にしているかなければならない」と発言した。石田公明党農林水産業活性化調査委員長は、JAの地域での役割に「規制改革推進会議でも理解が深まった結果」として、JAに対して「自己改革マインドを持ち続けて欲しい」と発言した。
- 22日、野上農林水産大臣は、記者会見において、規制改革実施計画の閣議決定により改正農協法5年後見直しは「政府としての方向性が決まったもの」と受け止め、JAの自己改革実践サイクルを「農水省が指導・監督等を行う仕組みを構築してまいりたい」と発言した。

#### 【22日野上農林水産大臣記者会見関連個所抜粋（農水省HPより）】

##### 記者

先日、規制改革実施計画が閣議決定されました。農業分野の規制改革についても盛り込まれてるとと思うんですけども、受け止めをお願いいたします。

##### 大臣

規制改革実施計画につきましては、先日ですね、閣議決定されまして、農林水産分野では、農協改革の着実な進展ですとか、農地の違反転用の課題等の項目が盛り込まれたところであります。これらの項目につきましては、農林漁業者の所得向上や農山漁村の活性化につながるものとなるようですね、現場の声をよく聞きながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

##### 記者

特に農協改革の点について、ちょっと伺いたいんですけども。改正農協法の施行後5年の見直し時期に当たると思うんですけども、規制改革実施計画の閣議決定を受けて、農水省として今後どのように対応されていくか、そのあたりのお考えもお伺いできればと思います。



## 大臣

平成27年のですね、改正農協法附則におきまして、政府は、法律の施行後5年を目途として、改革の実施状況を勘案して、農協制度について検討を加え、必要があると認めるときは、措置を講ずることとされているわけであります。このような中、先日、政府におきまして、規制改革実施計画の閣議決定がなされたところでありまして、政府としての方向性が決まったものと承知をいたしております。農林水産省としましては、いわゆる5年後見直しとして、閣議決定された規制改革実施計画も踏まえて、「農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくために、自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省が指導・監督等を行う仕組み」を構築してまいりたいと考えております。

※下線はJA愛知中央会による

- 農水省は、規制改革実施計画をふまえて、JAにおける自己改革実践サイクルの構築を前提とした指導・監督に向けて、今夏中に監督指針の改正を予定している。(農協法附則第51条に基づく農協法5年後見直し及び准組合員の事業利用規制の検討は、規制改革実施計画による「結論」をふまえて、農水省の監督指針改正の「措置」をもって完結となるものと解される)
- また、農水省が農協法附則第51条に基づいてこれまで実施した調査のうち、今後に結果が公表されるものは以下のとおり。

| 調査名                      | 今後の見通し   |
|--------------------------|--|
| 生活インフラアクセス<br>実態調査（第2回）  | ・7月頃に結果公表の見込み。   |
| 正・准組合員の事業利<br>用状況調査（第3回） | ・9月頃に結果公表の見込み。<br>・過去2回と同様、信用事業の貸出について准組合員の事業利用が正組合員を上回る結果を想定。 |

- 監督指針の改正をふまえた指導機関ヒアリングは10月頃から、総合農協との対話は適宜実施される見通しである。

## 【当面のスケジュール（想定）】

| 時期     | 政府等                                      |
|--------|--|
| 7月～8月  | 農水省 監督指針の改正                              |
| 9月～10月 | 衆院選⇒終了後、規制改革推進会議新体制発足                    |
| 10月～   | 農水省<br>・指導機関ヒアリング（10月～）<br>・総合農協との対話（適宜） |



## 【全中会長談話（令和3年6月18日）】

### 規制改革実施計画の決定について（談話）

本日、規制改革実施計画が閣議決定された。平成27年改正農協法附則に基づく農協制度5年後見直し及び准組合員の事業利用規制の検討について、同計画では各JAが組合員との対話とそれに基づく方針を組合員の判断である総会で決定し、自己改革実践サイクルの構築と実践に取り組んでいくことで、結論が得られた。

平成26年より、JAグループは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を目標とする「創造的自己改革」の実践に総力を挙げて取り組んできた。

平成30年からは、全国のJAにおいて「JAの自己改革に関する組合員調査」を実施した。JA役職員が正・准組合員一人ひとりからご意見を伺い、組合員の声をふまえた自己改革に取り組んできた。

その結果、令和2年には、農業者の所得増大につながる自己改革の各施策が過去最高の取り組み状況となるなど、全国のJAにおいて、多くの実績・成果が見られることとなった。

今回の規制改革実施計画は、こうしたJAグループの自己改革の取り組み実績が認められ、一定評価を得たものの上に立って、自主的な改革の継続が求められたものと受け止めている。

一方で、今後わが国が直面する人口減少やコロナ禍等による社会・経済環境の大きな変化、とりわけ信用事業をはじめとするJAの各事業を取り巻く環境も厳しさを増す中で、さらなる事業・経営基盤の確立、正・准組合員が一体となった事業運営など、引き続き課題は残されている。

自己改革に、終わりはない。

今後とも、JAグループは、自主自律の協同組合として、組合員と地域にとってなくてはならない組織であり続けるために、自己改革の新たなステージに向けて、組合員と徹底した対話を重ね、組合員の声に基づき「不斷の自己改革によるさらなる進化」をめざす取り組みを続けていく。

令和3年6月18日  
全国農業協同組合中央会  
代表理事長 中家 徹



## II 愛知県中小企業者等応援金の受付開始

### — 受付期間は7月5日から9月5日まで —

- 愛知県は、4月以降の緊急事態宣言等の影響を受ける愛知県内中小事業者（農業者含む）に対する支援策である「愛知県中小企業者等応援金」の申請受付を7月5日から開始した。
- 申請受付については、受付期間は7月5日から9月5日まで（酒類販売事業者枠は9月17日まで）。受付方法は電子申請のほか、郵送申請でも行うことができる。
- 国の「月次支援金」と同様、コールセンターや特設HPなどの設置が行われている。さらに、申請サポートセンターを県内各地に設置し、スタッフが電子申請をサポートする体制をとっている。

#### 【愛知県中小企業者等応援金（一般枠）のポイント】

##### （対象要件）

- ①2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、休業要請・営業時間の短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること
- ②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

##### （売上要件）

- ・2021年4月～6月の売上の合計が、2019年又は2020年の4月～6月の売上の合計と比較して30%以上50%未満減少

##### （交付額）

- ・中小法人に上限40万円、個人事業者に上限20万円

- 農業者が「月次支援金」の支援を受けている場合、申請ができない（酒類販売事業者枠は除く）ことに注意が必要となる。



## 農政をめぐる情勢

令和3年7月26日 280部

編集・発行 愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944  
(ファクシミリ 052 (957) 1941)

印 刷 株式会社 ユキ印刷工業

電話 052 (792) 8218  
(ファクシミリ 052 (792) 7802)

